

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1699

1月の税務

1. 給与所得の扶養控除等申告書の提出
提出期限・本年最後の給与の支払を受ける日の前日
提出先・給与の支払者（所轄税務署長）
2. 支払調書の提出
提出期限・1月31日
3. 固定資産税の償却資産に関する申告
申告期限・1月31日
4. 29年12月分源泉所得税の納付
納期限・1月10日
5. 11月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
申告期限・1月31日
6. 2月、5月、8月、11月決算法人の3か月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限・1月31日
7. 5月決算法人の中間申告〈法人税・法人事業税・法人住民税〉…半期分
申告期限・1月31日
8. 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限・1月31日
9. 源泉徴収票の交付
交付期限・1月31日

《もくじ》

◎税務のニュース

厚労省／保険の不適切調査／過少給付、数百億円 … 2

◇中小企業経営者のための豆知識

2019年度税制改正大綱

個人所得課税

1. 住宅・土地税制 … 3
資産課税

1. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等 … 5

◇中小企業経営者のための豆知識

労働基準法違反になる10のケースと罰則

7. 労働者の妊娠・出産に関する違反 … 10
8. 労働災害（労災）に関する違反 … 10

▼中小企業経営者のための法人税入門

第3章【費用の税務】

4 役員給与

- (8) 高すぎる役員給与 … 12

○中小企業経営者のための経営・法律相談

◎少額訴訟制度

… 14

■中小企業経営者のための仕訳の実例

◎諸会費の仕訳

1. 諸会費とは

- (1) 諸会費の定義・意味など … 16
2. 諸会費の決算等における位置づけ等 … 17
3. 諸会費の会計・簿記・経理上の取り扱い
(1) 会計処理方法 … 17

2019年度税制改正大綱

自民、公明両党が2018年12月14日、2019年度（平成31年度）の税制改正大綱を発表しました。今回の改正は、2019年10月の消費税率10%への引き上げにともなう駆け込み需要と反動減を抑えることが焦点となります。

重点が置かれたのは、増税の影響が大きい自動車と住宅の減税。自動車税の恒久減税や、住宅ローン控除期間の延長などが盛り込まれました。また、仮想通貨などの経済取引の多様化についても言及。企業など法人が有する仮想通貨の評価方法は「時価評価」を採用すると明示しました。

今回は、主に個人の生活と中小企業経営に関わるものをピックアップしてみました。

個人所得課税

1. 住宅・土地税制

(1) 住宅ローン控除についての期間の延長と拡充

個人が、住宅の取得等（消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等に限り、まして2019年10月1日から2020年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン控除）の特例を創設します。

具体的には、今までは住宅ローン控除は10年の期間でしたが、消費税が10%かかった住宅については、これを13年と3年間延長するとともに、適用年の11年目から13年目までの各年の住宅ローン控除額について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を控除できることとなります。

なお、当初10年間は従来同様の計算です。

① 一般の住宅（認定長期優良住宅以外の住宅）の場合

次に掲げる金額のいずれか少ない金額

(イ) 住宅借入金等の年末残高（4,000万円を限度）×1%

(ロ) (住宅の取得等の対価の額－その住宅の取得等の対価の額に含まれる消費税額等※4,000万円を限度) × 2% ÷ 3

② 認定長期優良住宅の場合

次に掲げる金額のいずれか少ない金額

(イ) 住宅借入金等の年末残高（5,000万円を限度）×1%

(ロ) (住宅の取得等の対価の額－その住宅の取得等の対価の額に含まれる消費税額等※5,000万円を限度) × 2% ÷ 3

上記(ロ)の赤字の計算式を見てもわかりますように、消費税が8%から10%と、2%UPした分を3年かけて還元していく住宅ローン控除となります。

③ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例制度の対象となる再建住宅の場合

- (イ) 住宅借入金等の年末残高 (5,000万円を限度) × 1.2%
- (ロ) (住宅の取得等の対価の額－その住宅の取得等の対価の額に含まれる消費税額等※5,000万円を限度) × 2% ÷ 3

住宅借入金等の対価の額又は費用の額について

- ・居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額とする。
- ・補助金等の交付や直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等の適用を受ける場合であっても、当該補助金等の額又は当該適用を受けた住宅取得等資金の額は控除しない。

(2) 空き家の発生を抑制するための特例措置の拡充・延長

空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、老人ホーム等に入所をしたことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等は、次に掲げる要件その他一定の要件を満たす場合に限り、相続の開始の直前において、その被相続人の居住の用に供されていたものとして本特例を適用するほか、その適用期限が4年延長されます。

- ① 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所をしていたこと
- ② 被相続人が老人ホーム等に入所をした時から相続の開始の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと

(注) 上記の改正は、2019年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用します。

居住用不動産を売却した場合の譲渡所得の3,000万円の特別控除の特例については、通常その居住用不動産を売却する直前に居住していたことが必要ですが、空き家の発生を抑制するため、この要件を緩和するものです。

2. 金融・証券税制

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 (NISA) についての改正

- ① 非課税口座を開設している居住者等が一時的な出国により居住者等に該当しないこととなる場合の特例措置

その者が出国の前日までに一定の届出書を提出した場合には、一定の期間その者を居住者等とみなして非課税措置を引き続き適用します。

- ② 居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件を、その年1月1日において18歳以上 (現行は20歳以上) に引き下げます。

これは民法改正に伴う改正です。

(2) 民法改正に伴う未成年者の年齢の変更

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）について、居住者等が未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件を、その年1月1日において18歳未満（現行は20歳未満）に引き下げます。

3. その他の改正項目（個人所得課税）

(1) 源泉徴収及び確定申告における配偶者に係る控除の適用についての見直し

- ① 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととします。
- ② 居住者の配偶者が、公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受け、かつ、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用を受ける場合等には、その居住者は、確定申告において配偶者特別控除の適用を受けることができないこととする等の所要の措置を講じます。

(注) 上記の改正は、2020年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに2020年分以後の所得税について適用します。

(2) 個人住民税における都道府県又は市区町村（以下、都道府県等といいます）に対する寄附金に係る寄附金税額控除についての見直し

- ① 総務大臣は、次の基準に適合する都道府県等をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。
 - イ 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等
 - ロ イの都道府県等で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす都道府県等
 - (イ) 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - (ロ) 返礼品を地場産品とすること
 - ② 上記①の基準は総務大臣が定める。
 - ③ 指定は、都道府県等の申出により行う。
 - ④ 総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなったと認める場合等には、指定を取り消すことができる。
 - ⑤ 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
 - ⑥ 基準の制定や改廃、指定や指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。
- (注) 上記の改正は、2019年6月1日以後に支出された寄附金について適用します。

資産課税

1. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等

(1) 個人事業者の事業用資産に係る相続税 の納税猶予制度の創設

① 概要

認定相続人が、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予します。

(注1) 「認定相続人」とは、承継計画に記載された後継者であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいいます。

(注2) 「特定事業用資産」とは、被相続人の事業（不動産貸付事業等を除く。以下同じ）の用に供されていた土地（面積400㎡までの部分に限る）、建物（床面積800㎡までの部分に限る）及び建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限る）で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいいます。

(注3) 「承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、2019年4月1日から2024年3月31日までの間に都道府県に提出されたものをいいます。

② 猶予税額の計算

猶予税額の計算方法は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例と同様とします。

③ 猶予税額の免除

イ 全額免除

次の場合には、猶予税額の全額を免除します。

- (イ) 認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合
- (ロ) 認定相続人が一定の身体障害等に該当した場合
- (ハ) 認定相続人について破産手続開始の決定があった場合
- (ニ) 相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度（後述）の適用を受ける場合

ロ 一部免除

次の場合には、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じて、猶予税額の一部を免除します。

- (イ) 同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合
- (ロ) 民事再生計画の認可決定等があった場合
- (ハ) 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をするとき

なお、上記イ(ハ)又はロの場合には、過去5年間に認定相続人の青色事業専従者に支払われた給与等で必要経費として認められない額は免除しません。(注4) 上記の「経営環境の変化を示す一定の要件」は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じた要件とします。

④ 猶予税額の納付

イ 認定相続人が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付します。

ロ 認定相続人が、特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付します。

⑤ 利子税の納付

上記④により猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税(年3.6%) (利子税の特例(貸出約定平均利率の年平均が0.6%の場合)を適用した場合には、年0.7%)を併せて納付します。

⑥ その他

イ 被相続人は相続開始前において、認定相続人は相続開始後において、それぞれ青色申告の承認を受けていなければならない。

ロ 認定相続人は、相続税の申告期限から3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない。

ハ 認定相続人が、相続税の申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資し、会社を設立した場合には、その認定相続人がその会社の株式等を保有していることその他一定の要件を満たすときは、納税猶予を継続します。

ニ 被相続人に債務がある場合には、特定事業用資産の価額からその債務の額(明らかに事業用でない債務の額を除く)を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度における資産管理会社要件を踏まえた要件を設定する等の租税回避行為を防止する措置を講じます。

ホ この納税猶予の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等について小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができません(つまり併用不可)。

ヘ その他非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準ずる措置のほか、所要の措置を講じます。

(2) 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設

① 認定受贈者(18歳(2022年3月31日までの贈与については、20歳)以上である者に限る。以下同じ)が、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を

猶予します。

- ② 認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができます。
 - ③ 猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予制度と同様とします。
 - ④ 贈与者の死亡時には、特定事業用資産（既に納付した猶予税額に対応する部分を除く）をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算します。その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。
- (注) 上記(1)及び(2)の改正は、2019年1月1日以後に相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用します。

(3) 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等の範囲から相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く）を除外します。

- (注) 上記の改正は、2019年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用します。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については、適用しません。

2. 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長します。

(1) 受贈者の所得要件

信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、その信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととします。

- (注) 上記の改正は、2019年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用します。

(2) 教育資金の範囲の変更

教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外します。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しません。

(注) 上記の改正は、2019年7月1日以後に支払われる教育資金について適用します。

(3) 贈与者死亡の場合の取り扱い

信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除く）において、受贈者がその贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額を、その受贈者がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなします。

- ① その受贈者が23歳未満である場合
- ② その受贈者が学校等に在学している場合
- ③ その受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注1) 上記の「管理残額」とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等の価額に対応する金額をいいます。

(注2) 上記の改正は、2019年4月1日以後に贈与者が死亡した場合について適用する。ただし、同日前に信託等により取得した信託受益権等の価額は、上記(注1)の信託受益権等の価額に含まれないものとします。

(4) 教育資金管理契約の終了事由

教育資金管理契約の終了事由について、受贈者が30歳に達した場合においても、その達した日において上記(3)②又は③のいずれかに該当するときは教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において上記(3)②若しくは③のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年12月31日又は当該受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとします。

(注) 上記の改正は、2019年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用します。

3. 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長します。

・受贈者の所得要件

信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととします。

(注) 上記の改正は、2019年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用します。

労働基準法違反になる 10のケースと罰則

労働基準法とはどのようなものなのでしょうか。今回は、詳しい罰則の内容の前に、労働基準法の基礎知識について簡単に解説していききたいと思います。

7. 労働者の妊娠・出産に関する違反

妊娠中や出産後に休暇が取れなかったり、残業を強制されることは違法です。

【労働者の妊娠・出産に関する違反】

- ・ 出産前、出産後休暇を認めない
- ・ 妊産婦（妊娠している人や出産後1年以内の人）が、「残業をしない」という要求をしたのに、残業をさせる
- ・ 生後1年未満の子供を育てる人に、育児時間を与えない

労働基準法では、労働者の妊娠・出産・育児に関しても、ルールが規定されています。

そのため、上記の場合は労働基準法違反になり、「6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金」の罰則が与えられます。

労働者の妊娠・出産・育児に関して労働基準法に違反し、罰則を受けた（送検された）会社は、平成29年6月1日～平成30年5月31日までの1年間で0件（440件中）です。

自社が違法な状況に置かれていないか、以下のチェックリストで確認してみてください。

【妊娠・出産・育児に関する違法性のチェックリスト】

- 出産前や出産後に休暇を申請されたが、拒否した。
- 妊娠中や出産後1年以内の間に、残業をしないことを申請されたのに、会社が残業を強要した。
- 生後1年未満の子供がいるため、休憩時間以外に育児のための時間を会社に請求されたが、拒否した。

以上の場合には違法ですので、具体的な対処法を実践してください。

8. 労働災害（労災）に関する違反

社員が通勤中や仕事中にケガや病気になり、それが労働災害（労災）として申請していなければ、違法です。

【労働災害（労災）に関する違反】

- ・労働災害（労災）によって病気やケガになったのに、療養補償、休業補償、障害補償がない
- ・労働災害（労災）によって家族が死亡したのに、遺族補償や葬祭料を支払わない

労働災害とは、労働者が労務に従事したことによって被った負傷、疾病、死亡などです。

労働災害というと、工場で作業中に機械に巻き込まれて怪我をしたり、建設現場での高所作業中に転落して死亡したりするようなケースをイメージすることが多いかもしれません。

しかし、いわゆる「過労死」など職場における過重負荷による脳・心臓疾患の場合や、いわゆる「過労自殺」やセクハラ・パワハラなど心理的負荷による精神障害の場合が、労働災害と判断される場合もあります。

以上の場合は、労働基準法に違反しているため、「6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金」の罰則の対象になります。

従業員が労働災害（労災）を起こした場合、会社は必ず労働基準監督署に報告しなければなりません。報告しなければ、従業員に補償を受けさせることができないからです。

しかし、会社は、

- ・危険作業を行わせたことを、認めたくない
- ・従業員にケガや病気、死亡という被害を与えてしまった責任を負いたくないなどの理由から、労働災害（労災）を隠すこともあります。

労働災害（労災）を隠されたら、労働者にとっては損でしかありません。そのため、上記の場合は罰則の対象になるのです。

労働災害（労災）に関して労働基準法に違反したことにより、罰則を受けた（送検された）会社は、平成29年6月1日～平成30年5月31日までの1年間で48件（440件中）です。

特に、建設業や運送業、製造業の工場等の、危険な現場での業務によって発生することが多いようです。

自社の状況が違法ではないか、チェックリストで確認してみてください。

【労働災害（労災）の違法性のチェックリスト】

- 仕事や通勤中にケガや病気をしたのに、会社が申請していない
- 労働災害（労災）の内容や発生状況を、会社が偽って申請していた

1つでも当てはまれば、あなたの会社は違法行為をしていますので、具体的な対処法を実践してください。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

4 役員給与

(8) 高すぎる役員給与

役員給与のうち、定期同額給与等は、原則として損金となります。

税法では、役員給与（退職金及び使用人兼務役員の使用人分給与は除く）のうち、

不当に高すぎる部分

は、損金にならないことになっています。

この高すぎるかどうかの判断は、次の2つによって行います。

- ① 実質基準
- ② 形式基準

これによって、2つとも高すぎるということになった場合は、そのいずれか多い方の金額が、損金にならないこととなります。

① 実質基準

役員一人一人について
その職務の内容

その会社の収益や使用人給料の支給状況
同業種、同規模の他社の役員報酬
からみて、高すぎる部分があるかないか

② 形式基準

定款や株主総会などの決議によって、

支給限度額

を決めている場合、その限度額を超えているか超えていないか

なお、この場合、株主総会などで

「この支給限度額には、使用人兼務役員の使用人分は含まない」と決められていれば、純粹な役員分の報酬だけで判定いたします。

例えば、当期に、

取締役社長に 1,400万円

専務取締役 1,000万円

常務取締役に 900万円

の報酬を支給しました。

株主総会で決めている支給限度額は、3,000万円で、常務の報酬は、その仕事の内容からみて、700万円が適正であるとします。

この場合、実質基準によれば、常務の高すぎる金額は、

$900万円 - 700万円 = 200万円$

となります。

また、形式基準によれば、

$(1,400万円 + 1,000万円 + 900万円) - 3,000万円 = 300万円$

となります。

そうすると、300万円（200万円と300万円のいずれか多い方の金額）が、損金になりません。

したがって、申告書別表四において、300万円を加算することになります。

中小企業経営者のための

経営・法律相談

少額訴訟制度

事 例

当社は現在、販売代金の支払いをめぐる、取引先との間でトラブルになっています。金額が大きければ、弁護士等に頼んで支払いを求め、裁判を起すのですが、それほどの金額ではないため、裁判を起していません。

販売代金自体は、少額なので、時間も費用もかからず、トラブルを解決するよい方法はないでしょうか。

◇アドバイス◇

少額訴訟は、民事訴訟のうち、少額の金銭の支払い（60万円以下）をめぐるトラブルを解決するための手続です。何度も裁判所に足を運ぶことなく、原則として1回の審理で双方の言い分を聞いたり証拠を調べたりして、判決が言い渡されます。簡易裁判所で取り扱っており、誰でも簡単にできます。

◆◇解

説◇◆

会社は、販売代金を確実に回収することが必要です。回収できないと、金銭の多少にかかわらず、経営に支障が生じます。また、相手が代金を支払わないことは、大変不愉快なことです。

しかし、顧客の中には、「受け取った商品に欠陥があったので、代金は支払わない」「金銭的に余裕がない」などといって、代金を支払ってくれない者がいます。

このような場合、金額が大きければ、支払いを求める裁判を起すこととなりますが、裁判には、弁護士費用や時間がかかります。このため、二の足を踏んでしまいがちです。

裁判には費用と時間がかかるために、代金の回収を諦めざるを得ないというのは、合理的ではありません。そこで、用意されているのが「少額訴訟」です。

「少額訴訟」は、民事訴訟のうち、少額の金銭の支払いをめぐるトラブルを解決するための手続きです。簡易裁判所で取り扱っており、誰にでも簡単にできます。

少額訴訟は、次のとおりです。

- ① 60万円以下の金銭支払請求に限られる
- ② 何度も裁判所に足を運ぶことなく、原則として1回の審理で双方の言い分を聞いたり証拠を調べたりして、判決が言い渡される
- ③ 証拠書類や証人は、審理の当日にその場ですぐに調べられるものに限られる

少額訴訟を起こすときは、簡易裁判所に訴状を提出することが必要です。訴状は、裁判所に備え付けられています。

訴状の書き方は、裁判所の受付窓口で教えてくれます。

訴状が受理されると、裁判所は、審理の期日を決めるとともに、被告（訴えをおこされた人）に対して、訴状の副本と呼出状を送ります。

民事訴訟の場合には、普通何回も裁判所に足を運ぶこととなりますが、少額訴訟の場合は、1回の審理で判決を言い渡します。このため、何回も裁判所に足を運ぶ必要はありません。

裁判所は訴えを起こした人の請求を認める場合でも、相手方（被告）の経済的事情などに配慮して、

- ・分割払い
- ・支払猶予
- ・支払遅延損害金の免除

などの判決を言い渡すことがあります。

また、裁判官は、訴訟の途中で、双方に対し、話し合いで解決するように勧告することがあります。双方がその勧告に応じると、訴訟は打ち切られます。

判決に納得がいけないときは、判決をした裁判所に不服（意義）を申し立てることができます。

訴訟に必要な費用は、

- ・訴状に添付する印紙代（訴訟金額の1%）
 - ・若干の郵便費用（具体的にいくらかかるかは各簡易裁判所ごとに異なりますが、おおよそ4,000円前後です。なお、東京簡易裁判所であれば3,910円となります）
- だけです。

原告・被告の双方とも、判決や和解で決まったことには従う義務があります。しかし、金銭をめぐるトラブルの場合には、被告が判決や和解の決定に従わないことがあります。

被告が判決や和解に従わないときは、原告は、強制執行の手続きを取って判決や和解の内容を実現することができます。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎諸会費の仕訳

1. 諸会費とは

(1) 諸会費の定義・意味など

諸会費とは、会社の業務に関連して加入している様々な団体に支払う会費（年会費など）・組合費・賦課金等を処理する費用勘定をいう。

(2) 諸会費の範囲・具体例

諸会費として処理をする会費としては、例えば次のようなものがある。

- ・会費
- ・業界団体・同業者団体・同業者組合の会費
- ・商工会・商工会議所の会費
- ・商店会の会費
- ・自治会・町内会の会費
- ・納税協会・青色申告会・法人会等の会費
- ・あんしん財団の会費
- ・建設業界における安全協定会費（安全協力費・安全会費）
- ・各種の協会の会費
- ・その他各種組合・協会等の会費
- ・政治家・政党の後援会の会費
- ・組合費
- ・賦課金
- ・その他
- ・会社が加入している団体に支払った協賛金
- ・弥生会計のあんしん保守サポート

(3) 政治家・政党の後援会の会費

会費という名目であっても支出する側に任意性があり、直接の対価性が認められない会費（例えば、不特定多数の者に対して無償で配布される機関紙等を会員が受け取っている程度）は寄付金勘定で処理をするが、任意性がなく債務の履行として支払う＝会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために負担すべきものであって寄付金と異なり対価性を有するのであれば諸会費勘定で処理をする。

(4) 他の勘定科目との関係

◇租税公課

会費・組合費・賦課金は租税公課勘定で処理することもできる。

※ 国税庁の「青色申告の決算の手引き」では、租税公課勘定で処理するものとして、商工会議所、商工会、協同組合、同業者組合、商店会などの会費、組合費又は賦課金があげられている。

(5) その他勘定科目との区別・区分

諸会費は、実務上、給与、福利厚生費、交際費、広告宣伝費との区別が問題となる。

特に、税法上、給与、交際費として取り扱われる場合があるので注意を要する。

◇諸会費と給与との区別・区分

会社として加入していても、特定の役員や従業員の個人的な親睦を目的としているものは、税務上その役員・従業員への役員報酬・給与とみなされる。

◇諸会費と福利厚生費との区別・区分

例えば、役員・従業員用のスポーツクラブの会費は福利厚生費で処理をする。

◇諸会費と交際費との区別・区分

会社の業務に関係するものは、諸会費として税務上損金となるが、業務とは直接関係がなく、社交的要素が高く入会者相互の親睦を目的としているものは、税務上交際費として取り扱われる。

例えば、ロータリークラブやライオンズクラブなど社交的要素の強い年会費は税法上交際費となる。

2. 諸会費の決算等における位置づけ等

◇諸会費の財務諸表における区分表示と表示科目

損益計算書 > 経常損益の部 > 営業損益の部
> 販売費及び一般管理費 > 諸会費

3. 諸会費の会計・簿記・経理上の取り扱い

(1) 会計処理方法

◇使用する勘定科目・記帳の仕方等

会費・組合費・賦課金等を支払ったときは、諸会費勘定の借方に記帳して費用計上する。

(2) 取引の具体例と仕訳の仕方

会費とは、会を開設・維持・運営するために、会員が負担する金。また、会合に要する費用で、出席者が負担するものをいう（広辞苑）。

1 同業者団体の業務上の通常会費を計上したとき

例題 当社は、同業者団体に対する会費として月額2万円、年間24万円を小切手で一括払いした。

会 費 240,000 当座預金 240,000

2 同業者団体の会費が引き落とされたとき

例題 同業者団体の毎月の会費3,000円が普通預金から引き落とされた。

会 費 3,000 普通預金 3,000

3 同業者団体の親睦クラブの会費を支払ったとき

例題 同業者団体の親睦クラブの会費（法人会員）を年間36万円小切手で払った。その会には、主として社長・専務が出席している。

交際接待費 360,000 当座預金 360,000

★ポイント★ 社交団体に法人会員として入会した場合の諸費用は、原則として支出の日の属する事業年度の交際費とする。ただし、特定の役員等が業務と無関係に利用する場合は、その役員等に対する給与となる。

4 ゴルフクラブの入会金を支払ったとき

例題 法人会員としてJゴルフクラブに入会し、会員権300万円を小切手で支払った。利用方法は法人の業務との関連で活用している。

出 資 金 3,000,000 当座預金 3,000,000

★ポイント★ 年会費・ロッカー使用料・プレー費で、業務遂行上必要なものは「交際費等」に入り、それ以外のものは「給与」となる。名義変更手数料も出資金に入る。

4. 諸会費の税務・税法・税制上の取り扱い

(1) 必要経費算入（所得税法）・損金算入（法人税法）の可否
会社の業務に関連する会費は諸会費として費用になる。

(2) 消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

会費・組合費・賦課金などが消費税の課税対象になるかどうかは、その団体から受ける役務の提供などと支払う会費などとの間に明らかな対価関係・対価性があるかどうかによって判定する。

◇原則

不課税取引（課税対象外）

団体の業務運営に必要な通常の会費などについては、一般的には対価関係がないといえるので、不課税取引として消費税の課税対象外となる。

ただし、対価関係の判定が困難な場合は、継続して、同業者団体、組合等が資産の譲渡等の対価に該当しないものとし、かつ、その会費等を支払う事業者側がその支払を課税仕入れに該当しないこととしているときにも、消費税の課税対象外として認められる。

消費税法基本通達

（会費、組合費等）

5-5-3 同業者団体、組合等がその構成員から受ける会費、組合費等については、当該同業者団体、組合等がその構成員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって資産の譲渡等の対価であるかどうかを判定するのであるが、その判定が困難なものについて、継続して、同業者団体、組合等が資産の譲渡等の対価に該当しないものとし、かつ、その会費等を支払う事業者側がその支払を課税仕入れに該当しないこととしている場合には、これを認める。

（注）

- 1 同業者団体、組合等がその団体としての通常の業務運営のために経常的に要する費用をその構成員に分担させ、その団体の存立を図るというようないわゆる通常会費については、資産の譲渡等の対価に該当しないものとして取り扱って差し支えない。
- 2 名目が会費等とされている場合であっても、それが実質的に出版物の購読料、映画・演劇等の入場料、職員研修の受講料又は施設の利用料等と認められるときは、その会費等は、資産の譲渡等の対価に該当する。
- 3 資産の譲渡等の対価に該当するかどうかの判定が困難な会費、組合費等について、この通達を適用して資産の譲渡等の対価に該当しないものとする場合には、同業者団体、組合等は、その旨をその構成員に通知するものとする。

◇例外

課税取引

例えば、団体が主催した講演会・セミナーなどの会費は講義や講演の役務の提供などの対価なので課税取引として消費税の課税対象となる（仕入税額控除の対象となる）。